

## (6) 事業分野：開発途上国の地球規模問題への対応支援



### 年間事業計画の狙い

本分野では、「開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援(課題1)」、「日本企業を通じた地球温暖化対策への支援(課題2)」、及び「地球温暖化と酸性雨対策以外の感染症・人口問題等地球規模問題への対応(課題3)」を重視した業務を行い、同業務をより効果的なものとするため、「我が国内外の研究機関、国際機関、企業、NGO等との知的連携の強化(課題4)」を図ることで、地球温暖化とアジア地域の大气汚染の緩和を中心とした地球規模問題の改善に貢献することを目指している。

### 事業環境

地球温暖化(参考)や酸性雨などの地球環境、エネルギー、食料、水資源、人口、エイズなどの感染症等の地球規模問題は、開発途上国における持続可能な開発を実現する上で大きな課題であり、我が国にも重大な影響を及ぼしている。

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」では、開発途上国の貧困撲滅や地球規模問題への対応を通じた持続可能な開発に対する国際的な支援が表明され、2003年の第3回世界水フォーラムでは、持続可能な開発実現に際しての水問題の重要性と国際的な支援の必要性が強調された。地球温暖化対策については、2002年に我が国も京都議定書を批准しており、地球温暖化対策に資する事業への支援を推進すると共に、クリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)等京都メカニズムの活用等が求められている。

また、地域紛争やテロが国際社会の安定や平和に重大な影響を及ぼしているとの認識の高まりを踏まえ、2003年に閣議決定された新しいODA大綱では、新たに「平和の構築」が重点課題に加えられた。本行としても新ODA大綱を踏まえ、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援などを含め、平和構築のための取り組みを行っていく必要がある。

## 評価のサマリーと今後の対応

「開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題1)」については、CO2排出量の削減・吸収に資する省エネや森林保全案件等を支援しており、適切な取り組みがなされている。今後、我が国企業等との意見交換を通じ、先進的な技術に関する情報を収集し、我が国のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件形成に活用していく必要がある。

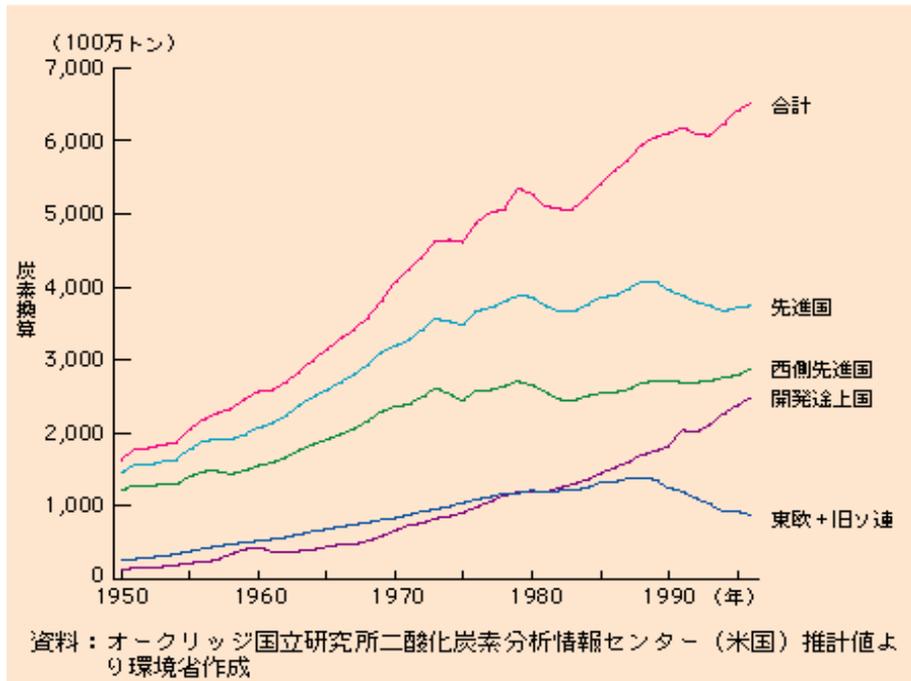
「日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充(課題2)」については、日本企業等と連携し、京都メカニズムの活用を図る案件の立ち上げ準備等を行うなど適切な取り組みがなされている。今後、京都議定書発効の見通しも踏まえ、我が国政府・政府機関、日本企業、途上国政府、国際機関等との連携を一層強化し、日本企業による具体的なCDM、JI案件への取り組みを支援していく必要がある。

「地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化(課題3)」については、感染症、水資源問題、平和構築等への取り組みが進展しており、適切な取り組みがなされている。人口問題については、国毎の状況に応じて、初等教育や識字教育を通じた女性の地位向上など、多様な取り組みによる対応の強化が必要である。また、新ODA大綱の重点課題に平和構築が新たに加えられたことや世界水フォーラム等での議論を踏まえ、平和構築、水問題等への継続的な取り組みが必要である。

「地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等との知的連携の強化(課題4)」については、適切な取り組みがなされている。今後もこれら関係機関との連携を強化し、具体的な案件の形成を含めた支援を行っていくことが重要である。

(参考)

世界のCO<sub>2</sub>排出量の推移（1950年～1996年）



(出典：環境省 環境白書 平成 12 年度)

## 課題の評価

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 6-1) 開発途上国 政府による 地球温暖化 対策と我が 国の酸性雨 問題を軽減 する対策へ の支援の拡 充	地球温暖化対策 としての二酸化炭 素(CO <sub>2</sub> )の排出 量削減・吸収につ ながる事業に対 する支援	温室効果ガス排出抑 制に資する案件に対 する出融資保証承諾 案件数(森林保全・ 植林事業を含む)	25	8	14	17(注1)	26	18
		上記支援対象案件に より削減される温室 効果ガス排出量(計 画値)(モニタリン グ指標)	30.2百万ト	1.1百万ト	0.9百万ト		n.a.(注2)	
	我が国の公害防 止等のクリーン・ テクノロジーの普 及を伴う案件に 対する支援	我が国のクリーン・テ クノロジーが導入さ れた本行出融資保証 承諾案件数	18	11	10	9	4	11
評価 A	開発途上国にお ける地球温暖化・ 酸性雨対策への 意識と対応能力 の向上、および 制度の構築に対 する支援	地球温暖化・酸性雨 対策への意識と対応 能力の向上、制度構 築のためのセミナー の実施件数	1	1	2	6	10	6
	<p><b>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出抑制に資する案件への支援については、インドネシア等における新・再生可能エネルギー、中国における森林保全/環境改善プロジェクト等への承諾を行っており、計画値を上回った(注1)。</li> <li>エジプトの風力発電事業は、我が国 ODA 初の CDM(注:15 頁参照)プロジェクトとしての認定を目指しており、今後の円借款を活用した CDM 案件組成のモデル事業として期待されている。</li> <li>我が国のクリーン・テクノロジーが導入された案件数に関しては、受け入れ国政府の政策変更により入札が保留になったものや日本企業が参加を取りやめた案件等があったため、実績は計画を下回った。</li> <li>地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、制度構築への支援に関しては、世界的な関心の高まりを受け、中国等においてセミナーを実施しており、指標の実績は計画を上回った。また、JICA との連携により開発途上国の関係者に対する公害対策セミナーを開催するなど、この分野での途上国へのソフト面の支援に取り組んでいる。</li> </ul> <p><b>2. 課題への取り組み状況の評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題への適切な取り組みがなされている。</li> <li>我が国のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件については、企業等との意見交換を通じて、我が国の先進的な技術についての情報を収集した上で、案件形成に活用していくことが必要である。</li> </ul> <p>(注1)2003 年度の計画値については、商業植林案件を含め当初 26 件としていたが、かかる案件の環境改善効果は一定期間に限定されるものであり、2003 年度以降の計画値及び実績値の対象から商業植林を除く変更を行った。その結果、2003 年度の計画値は 17 件、実績値は 26 件となっている。なお、商業植林を含めた場合の 2003 年度の実績値は 42 件であり、当初計画の 26 件を上回っている。</p> <p>(注2)CO<sub>2</sub> 排出量の具体的な数値の算定は、CDM/JI 関連案件以外は系統的に把握していないことから n.a.としている。CDM 関連では 2003 年度承諾円借款案件であるエジプト「ザファラーナ風力発電事業」については、年間 22.7 万 t の CO<sub>2</sub> 削減に資するとして CDM の適用を目指している。</p>							

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
・・・外部環境の変化等により評価不能。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 6-2) 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充	日本企業の排出権獲得に資する地球温暖化対策への支援の拡充	-						
評価 A	<p><b>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書が発効していない状況下、一部を除いて日本企業の京都メカニズム案件への取り組みが慎重であったこと等から、日本企業が参加する CDM・JI 案件への承諾実績はなかった。</li> <li>日本版炭素基金に関し、政府関係者、民間企業等と協議を行い、具体的設立準備を進めている。また、日本企業及び本行も出資している世銀炭素基金事業の対象プロジェクトからの排出権購入契約を多数締結し、日本企業を通じた地球温暖化対策への支援に取り組んでいる。</li> <li>京都メカニズムへの取り組みを強化するため、京都メカニズム担当審議役を設置するなど行内体制を整備するとともに、我が国政府・政府機関、国際機関、二国間機関との連携を推進している。また、中東欧における JI 研究会の実施等を通じ、日本企業の京都メカニズムへの取り組みの検討を支援している。</li> </ul> <p><b>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本企業が実施する LNG の製造、販売、輸送事業やガスパイプラインの建設、操業事業、天然ガス焼きコンバインドサイクル発電事業等に融資を行い、天然ガスの活用による環境負荷の低減を支援している。</li> <li>日本企業が実施する自動車用排ガス浄化触媒の製造・販売事業への融資や代替交通機関としての地下鉄車両の輸出向け融資を行い、自動車の排ガスを要因とする温暖化の防止への支援を行っている。</li> </ul> <p><b>3. 課題への取り組み状況の評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題への適切な取り組みがなされている。</li> <li>京都議定書発効の見通しも踏まえ、日本版炭素基金の速やかな立ち上げとその円滑な運営のサポートを実施するとともに、我が国政府・政府機関、日本企業、開発途上国政府、国際機関等との連携を一層強化し、日本企業による具体的な CDM、JI 案件の発掘・形成の支援や当該案件への出融資による支援に積極的に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>							

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 6-3) 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">             評価 A           </div>	感染症・人口問題への支援	感染症・人口問題に対応する円借款対象案件数	2	2	-	11	13	62 (注)
	本行としての支援のあり方を定めるための、地球規模問題に関する国際的枠組み(国際会議・フォーラム等)への参加を通じた積極的な情報・意見交換の推進	-						

### 1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価

- ・ 感染症への支援については、SARS 発生を踏まえて実施する中国での公衆衛生基盤整備、円借款等の建設契約書に盛り込むことを想定して 2002 年度に作成した HIV/エイズ予防条項に基づき、タイ - ラオス間の既往橋梁案件で予防活動を開始している。また、インドの鉄道インフラ案件において建設労働者に対する HIV/エイズ意識調査及び啓蒙活動などを実施している。マラリアに関しては、2002 年度のインドにおけるマラリア感染リスク軽減調査を踏まえ、同国の新規灌漑案件にマラリア対策を組み込んでいる。
- ・ 人口問題については、インフラ事業が妊産婦の健康に与えるインパクトに関しテーマ別評価を実施。
- ・ 地球規模問題に関する国際的枠組み(国際会議・フォーラム等)への参加については、世界銀行主催の「途上国における医療機材フォーラム」に参加し、情報・意見交換を行っている。

### 2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価

- ・ 海外経済協力業務実施方針では地球規模問題として、地球温暖化や酸性雨などの地球環境、エネルギー、食料、水資源、人口、エイズなどの感染症を明示し、これを踏まえ幅広い分野で円借款による支援を行っている。
- ・ 新 ODA 大綱の重点課題に新たに加えられた平和構築への取り組みについては、フィリピンミンダナオ島において基礎的社会サービスの提供や所得機会の向上を図り、貧困削減を通じて平和の持続・定着を支援する案件の承諾、スリランカ北東部における既往案件を通じた復興開発支援、アフガニスタン及び周辺国を対象とした長期開発構想予備調査、UNDP との共同による「イラク電力マスタープラン策定事前調査」などを実施している。

### 3. 課題への取り組み状況の評価

- ・ 課題への適切な取り組みがなされている。
- ・ 人口問題は、国毎の状況に応じて、初等教育や識字教育を通じた女性の地位向上など、多様な取り組みによる対応の強化が必要である。
- ・ 新 ODA 大綱の重点課題に平和構築が新たに加えられたこと、世界水フォーラム / エビアンサミット等での水問題の重要性と国際的な支援の必要性の議論などを踏まえ、平和構築、水問題等への継続的な取り組みが必要である。

(注)地球規模問題としての水資源問題の認識の高まりを受け、2004 年度より指標対象分野に水資源分野を加えることとしている。

課題	取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003 (計画値)	2003	2004 (計画値)
(課題 6-4) 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化	関係機関との意見・情報交換を通じた地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集の積極化	-						
評価 A	<p><b>1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例に関する評価</b></p> <p>地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集については、以下の事例があり、知的連携の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世銀炭素基金への出資を通じ、CDM 案件形成等の知見を獲得している。</li> <li>・ 国際排出量取引協会 (IETA) との業務協力協定を締結するとともに、同協会や国際機関等と、フィリピン及びインドにおいて京都メカニズム関連の国際会議を共催。</li> <li>・ 我が国大学の研究者の参加も得て、フィリピンにおいて森林セクターへの取り組みに関する現地ドナー会議を主催し、植林に関する本行の知見・経験を国際ドナー・コミュニティに広くフィードバックしている。</li> <li>・ 地球温暖化問題への対応策の具体化に資する内外のセミナー、ワークショップや各種委員会、研究会への参加等を通じ、本行の京都メカニズムにかかる取り組み等を説明するとともに、我が国の企業、政府、関連機関等との連携関係を強化。</li> </ul> <p><b>2. 追加的な目標/取り組み例に関する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平和構築に関連し、アフガニスタンやイラクの復興支援の目的で UNDP、JICA 等との知的連携を強化している。</li> </ul> <p><b>3. 課題への取り組み状況の評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題への適切な取り組みがなされている。</li> <li>・ 地球規模問題に関し、今後も我が国の研究機関、国際機関、企業、NGO 等との連携を強化するとともに、かかる連携を具体的な案件の形成と当該案件向け支援につなげていくことが重要である。</li> </ul>							